



ドローン等の飛行ルール

ドローン等を飛行させるためのルールには、様々なものがあります。飛行させる場所にかかわらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要です。

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと

※ ⑤～⑩のルールについては、地方航空局長の承認を受けることで飛行可能となる場合があります。

<遵守事項>



（飲酒時の飛行禁止）



（飛行前確認）



（衝突予防）

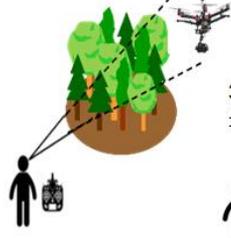


（危険な飛行の禁止）

<承認が必要となる飛行の方法>



（夜間飛行）



（目視外飛行）



（30m未満の飛行）



（イベント上空飛行）



（危険物輸送）



（物件投下）

出典:国土交通省ウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#houhou

搜索又は救助のための特例について

飛行禁止空域及び承認が必要となる飛行の方法⑤～⑩の飛行ルールについては、事故や災害時に、国や地方自治体、また、これらの者の依頼を受けた者が搜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっています。

一方、この特例が適用された場合であっても、航空機の航行の安全や地上の人等の安全が損なわれないよう、必要な安全確保を自主的に行う必要があります。詳細は国土交通省の以下の運用ガイドラインを参照しつつ、必要な安全確保を行うようにして下さい。

[航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン](#)